

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	子ども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東温市は、子ども医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

子ども医療費の助成に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めている。

評価実施機関名

愛媛県東温市長

公表日

令和8年7月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費の助成に関する事務
②事務の概要	東温市子ども医療費助成条例(平成16年東温市条例第99号)による、子ども医療費の助成に関する事務 東温市は、東温市子ども医療費助成条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①受給資格証の交付・再発行の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務及び申請事項に変更等が生じたときの届出 ②その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③申請事項に変更等が生じたときの届出 ④第三者による傷病届の受理、その届出の事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤高額療養費に関する事務 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る子ども医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	1. 三公費システム 2. 宛名管理システム 3. Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
子どもに係る医療費の助成	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・東温市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1の5の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1 TEL089-964-4400
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民福祉部社会福祉課 〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1 089-964-4406
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報の記載がある文書については施錠できるキャビネットで保管し、特定個人情報の取扱いについては、複数名での確認を行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。システム入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としており、複数名でのチェックを行っている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月12日	評価実施機関における担当部署	社会福祉課長 渡部 啓二	社会福祉課長 丹生谷 衛	事後	
平成30年4月12日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	平成28年9月30日時点	平成30年3月31日時点	事後	
令和1年5月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	—	課長	事後	
令和1年5月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月7日	Ⅳ リスク対策	—	項目の追加	事後	
令和2年3月17日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	平成31年3月31日時点	令和2年1月31日時点	事後	
令和3年3月11日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	令和2年1月31日時点	令和3年1月31日時点	事後	
令和3年12月13日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	令和3年1月31日時点	令和3年11月30日時点	事後	
令和4年3月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	令和3年11月30日時点	令和4年2月28日時点	事後	
令和5年3月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	令和4年2月28日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和6年3月6日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	令和5年2月28日時点	令和6年2月29日時点	事後	
令和7年3月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数	令和6年2月29日時点	令和7年2月28日時点	事後	
令和7年3月28日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	[○]人手を介在させる作業はない	事後	
令和7年3月28日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	
令和7年3月28日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	
令和7年3月28日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	—	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入力するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。システム入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としており、複数名でのチェックを行っている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和8年3月12日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	令和7年2月28日時点	令和8年2月28日時点	事後	
令和8年7月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	記載なし	＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る子ども医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	PMH活用による情報連携開始に伴う修正
令和8年7月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 三公費システム 2. 宛名管理システム	1. 三公費システム 2. 宛名管理システム 3. Public Medical Hub(PMH)	事前	PMH活用による情報連携開始に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年7月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	情報連携実施開始による修正
令和8年7月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	記載なし	番号法第19条第9号	事前	情報連携実施開始による修正
令和8年7月15日	IVリスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続	記載なし	十分である	事前	情報連携実施開始による修正
令和8年7月15日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	十分である	事前	情報連携実施開始による修正